

# 競争入札参加者留意事項

## 1 入札参加方法等

- (1) 入札参加者は、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）を熟覧の上、入札保証金に対する保管証書を同封して（免除の場合は不要）入札しなければならない。この場合において設計図書等に関する質問がある場合は、期限日までに書面のみにより申し出ることができる。質問に対する回答は、津市ホームページに掲載するものとする。
- (2) 入札方法は郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限る。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、上下水道管理課への持参は認めない。
- (3) 封筒は、上下水道管理局が配布する郵便入札専用の指定封筒等を使用すること。
- (4) 入札書提出期限までに日本郵便株式会社津中央郵便局必着とする。
- (5) 入札回数は、1回とする。

## 2 入札書

- (1) 指定様式の入札書に、入札日（開札日）、入札者の住所（所在地）・商号（名称）・代表者氏名・印（入札参加資格審査申請時に提出した使用印鑑届に押印された印）、入札金額、件名、施工場所を鮮明に表示すること。また、入札金額はアラビア数字で、文字は楷書で記載すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 一度提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。
- (4) 入札書は、指定した封筒等に入れ、開札日時、件名、差出人名を記入の上、3箇所の封印をすること。（※詳細は裏面のとおりに）

## 3 入札の辞退

競争入札への参加については、開札日の前日までは、いつでも入札を辞退することができる。この場合において、以後の競争入札への参加について不利益な取扱いを受けるものではない。

なお、辞退をする場合は、「津市入札参加意思確認書」により申し出るものとする。

## 4 開札の立会い

開札の立会人を、入札参加者の中から選定する。ただし、選定された立会人が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員に立ち会わせ、開札することができる。

## 5 開札及び落札者の決定

- (1) 開札は、指名通知書において示す日時及び場所において行うものとする。
- (2) 開札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。
- (3) (2)の落札者となるべき者が複数ある場合は、開札立会人によるくじ引きにより決定する。

## 6 無効入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。ただし、(8)については、入札保証金を免除した場合は、この限りではない。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (3) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (4) 入札者の記名押印のないとき。
- (5) 入札金額を訂正しているとき。
- (6) 入札書の日付がない又は指名通知日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (7) 入札書の記載事項が確認できないとき。

- (8) 入札保証金の納付がないとき、又は額が不足するとき。
- (9) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (10) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (11) 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したとき。
- (12) 入札書が提出期限を過ぎて到着したとき。
- (13) 上下水道管理局が配布する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (14) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (15) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 入札書に記載された金額と積算内訳書に記載された金額が異なるとき。
- (18) 予定価格を超える金額を記載した入札をしたとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき。

7 失格入札

入札金額が、最低制限価格未満の入札をした者は失格とする。

8 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければならない。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

※ 入札書等を封入する封筒には、つぎのとおり記載及び押印をすること。

規格 長3号横（120mm×235mm）

表)

<p><b>日本郵便(株) 津中央郵便局 留</b>  <b>津市上下水道管理局 上下水道管理課 行</b></p>	
<p>入札書 在 中</p>	
開札日時	令和〇〇年 〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
件名	令和〇〇年度〇〇第〇号
	〇〇〇〇〇〇工事

5
1
4
-
8
7
9
9

(裏)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span>印</span> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span>印</span> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span>印</span> </div>
差出人	住 所 商号 (名称)	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇〇〇〇〇